

習志野市教育委員会会議録
(平成25年第8回定例会)

- 1 期 日 平成25年8月28日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時35分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 原 田 | 孝 |
| | 委 員 | 星 野 | 龍 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 斎 子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | | |
|---------------|-----|-------|--|
| 学校教育部長 | 辻 | 利 信 | |
| 生涯学習部長 | 早 瀬 | 登 美 雄 | |
| 学校教育部参事 | 若 林 | 一 敏 | |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 | |
| 学校教育部次長 | 田久保 | 正 彦 | |
| 生涯学習部次長 | 櫻 井 | 健 之 | |
| 学校教育部副参事 | 井 澤 | 修 美 | |
| 学校教育部副参事 | 鈴 木 | 博 | |
| 教育総務課長 | 小野寺 | 良 夫 | |
| 指導課長 | 小松崎 | 修 男 | |
| 総合教育センター所長 | 山 下 | 良 之 | |
| 社会教育課長 | 上 野 | 久 | |
| 生涯スポーツ課長 | 片 岡 | 利 江 | |
| 青少年課長 | 浅野目 | 俊 紀 | |
| 青少年センター所長 | 菊 地 | 清 | |
| 菊田公民館長 | 佐々木 | とも代 | |
| 大久保図書館長 | 東 | 良 美 | |
| 学校教育部主幹 | 天 野 | 真 一 | |
| 学校教育部主幹 | 真 田 | 知 幸 | |
| 学校教育部主幹 | 松 本 | 健 志 | |
| 学校教育部主幹 | 島 本 | 博 幸 | |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | 由 香 | |
| 学校教育部主幹 | 吉 岡 | 治 | |
| 生涯学習部主幹 | 森 下 | 雅 之 | |
| 生涯学習部主幹 | 岡 野 | 重 吾 | |
| 学校教育課主任管理主事 | 坂 本 | 永 | |

4 会議内容

梓澤委員長が

平成25年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第21号、第22号及び報告事項(1)、(2)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議すること及び報告事項(1)については、予算案が市議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成25年第7回定例会及び第3回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

議案第20号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(教育総務課)

松本学校教育部主幹

この点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条」の規定に基づき、教育委員会が作成するものである。

教育委員会会議第7回定例会において、『平成25年度の点検及び評価』報告書について、ご協議いただいた後、再度内容を確認した上で、訂正している。これよりご検討いただき、可決となった場合には、用語解説・資料も含めて、9月の習志野市議会に提出するとともに、ホームページに掲載して、公開する予定である。

総括的な評価の中には、良い評価となっている内容もあるが、今後解決すべき課題や取り組む上での留意事項が示されている。この部分については、平成25年度の教育行政方針に基づいて行っている、本年度の施策について、この評価を踏まえてこれから取り組み、必要に応じて、次年度以降に必要な予算措置をしていきたいと考えている。

また、次年度の教育行政方針、これは現在策定中の「習志野市教育基本計画」に基づく方針となるが、その策定の際に、この点検・評価を活かしていきたいと考えている、と概要を説明

星野委員

この点検及び評価が公表されたとき、市民からはどれくらい反応があるのか、と質問

松本学校教育部主幹

この点検及び評価と併せて教育行政方針もホームページに公開しているところで、昨年度教育行政方針に対して1件質問が寄せられたが、点検及び評価については意見等がなか

った、と回答

梓澤委員長

ここに記されている施策について、しっかりと取り組み、次年度の予算へ適切に反映させていただきたい。この点検及び評価の内容について、教育委員会事務局の職員はもちろん、幼稚園や学校、公民館の職員には、どのように説明していく予定なのか、と質問

松本学校教育部主幹

平成25年度教育行政方針に基づき、しっかりと取り組むとともに、次年度の教育行政方針を策定する際に、この評価の内容を反映させていきたいと考えている。

管理職への配付の他は、情報公開コーナーへの配架及びホームページにおいて公表するのみであるので、これからはもっと多くの人に知っていただけるよう工夫が必要と考えている、と回答

梓澤委員長

しっかりと浸透させていってほしい、と発言

貞廣委員

20ページ以降に記されている継続する課題の再評価について、継続、改善、休廃止の3段階の評価となっているが、優れたものであるのもっと拡大的に発展させていくという、その上の評価があっても良いのではないか。

また、点検及び評価は非常に大事であるが、市民にはとても難しい内容となっている。これからは、市民のチェックのもと施策を進行していくために、広報の一端として、典型的な事例を選んで詳細に示したり、ビジュアルのグラフを活用したりと、市民に分かりやすい抜粋版を作成し、非常に優れたツールであることを周知してほしい、と発言

松本学校教育部主幹

今後、市民への周知や優れた施策の評価の方法も工夫していきたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第23号 平成26年度習志野市立幼稚園及び習志野市立こども園（短時間児）
園児募集要項について** （学校教育課）

真田学校教育部主幹

習志野市立幼稚園管理規則及び習志野市立こども園の管理に関する規則の規定により、平成26年度習志野市立幼稚園及び習志野市立こども園（短時間児）の園児募集方法等について定めようとするものである。

なお、袖ヶ浦東幼稚園及び袖ヶ浦西幼稚園は、平成26年3月31日をもって閉園し、平成26年度より（仮称）袖ヶ浦こども園に移行予定となっている、と概要を説明

原田委員

かつては、障がいをもった子どもの入園については試し入園を行い、園児活動を行えるか判断した上で、園長が入園を判断していたと思うが、今も行っているか、と質問

真田学校教育部主幹

園長の裁量において現在も行うことができるが、今はノーマライゼーションという考え方のもと、保護者が入園を強く希望された場合は、面接を実施してお子様にとって一番良い形での入園方法を考えている、と回答

原田委員

親としては、障がいをもった子どもも普通の子どもと一緒に過ごさせたいと思うが、その場合として、職員の配置を増やすのか、と質問

真田学校教育部主幹

支援が必要な園児には介助員を配置している、と回答

星野委員

障がいをもった子どもの受け入れについて、幼稚園間で違いはあるのか、と質問

真田学校教育部主幹

市立幼稚園なので、同じ対応をしているが、施設面の状況等で違いが生じることはある、と回答

星野委員

幼稚園の通園区域を越えて入園することは可能なのか、と質問

真田学校教育部主幹

園区については、前々年度に市内3つの園区に拡大しているが、定員に満たない場合は、園区を超えて入園することができる、と回答。

梓澤委員長

幼稚園の定員と実際の応募状況はどのようになっているのか。また、幼稚園教育を行うに当たり教室や園庭などの規模は適切なのか、と質問

真田学校教育部主幹

定員に対する実際の園児数では、現在、一番園児数の少ない幼稚園が袖ヶ浦西幼稚園であり、定員140人に対し、園児数は19人となっている。市全体でも定員の50%を下回る状況となっており、余裕教室はなかよしルームやランチルームとして有効に活用しているが、定員は園児が多かった時期から変更していないので、今後、検討が必要であると認識している、と回答

原田委員

以前も発言したが、幼稚園と習志野高校が交流する機会を設けてほしい、と発言

真田学校教育主幹

現在、音楽会で習志野高校吹奏楽部の演奏を園児たちが聴く機会があるが、原田委員の言う、交流の機会についても検討していきたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第24号 習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (青少年課)

浅野目青少年課長

東習志野小学校の余裕教室を活用して運営している東習志野児童会の分割に伴い、規則を改正するものである。

東習志野児童会は大型マンションの建設などにより児童数が増加傾向にあり、平成24年度は8月に最大で68人、平成25年度も8月に76人という状況である。今後も増加が予想されることから、現在、プレイルームとして使用している教室を東習志野第二児童会として整備し、運営をしようとするものである、と概要を説明

原田委員

プレイルームは他に整備をするのか、と質問

浅野目青少年課長

児童数が増加していく中で児童会室の隣の教室をプレイルームとして使っていたが、今後も児童の増加が予想されることから、1つの児童会として運営するために整備するものである、と回答

梓澤委員長

児童会の分割について、国や県のガイドラインではどのようなになっているのか。また、習志野市にはガイドラインがあるのか、と質問

浅野目青少年課長

習志野市のガイドラインは無く、国や県のガイドラインを参考に運営しているところである。国や県のガイドラインでは1児童会の40人程度が望ましいということが示されており、国では70人を超す場合は分割を推進するというガイドラインが示されている。なお、県のガイドラインでは40人を超える場合は、指導員を増やすことなどでの対応が示されている。

東習志野児童会については70人を超えてきていること、また、今後も増加が予想されることから分割をする、と回答

梓澤委員長

東習志野児童会に限らず、今後も児童の増加等見込まれるので、習志野市としてのガイ

ドラインの作成も必要ではないか、と質問

浅野目青少年課長

ガイドラインの作成については今後努力していく、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第24号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成25年9月25日（水）午後3時に決定された。

その他

星野委員

松江市の小中学校で漫画『はだしのゲン』の閲覧が制限されたという報道があった件について、教育委員会会議に諮らなかつたとの報道があったが、本市において、教育委員を通さずに小中学校へ通知等をする場合の取り決めはあるのか、と質問

辻学校教育部長

規則で定められている議決事項や重要な案件以外は事務局で対応しているところであるが、校園長会議において、各小中学校、幼稚園、こども園に対して行った通知等については教育委員へ報告している。

また、この件は市議会に陳情が行われたことによるものとの報道があったが、本市の場合は市議会の一般質問、請願・陳情については教育委員会会議で報告をしているところである、と回答

星野委員

松江市では一時、閉架措置を取つたとのことだが、習志野市でもそのような対応をしていることはあるのか。その場合の判断は学校が行うのか、と質問

小松崎指導課長

閲覧や貸出しの禁止については学校長の判断に委ねているところであるが、『はだしのゲン』については小学校では閲覧も貸出しも禁止していない。中学校では閲覧は可能で、貸出しはできない状況であるが、これは中学校では漫画の貸出しをしていないためであり、『はだしのゲン』に限つたことではない、と回答

辻学校教育部長

図書の購入については、各学校において図書主任や読書指導員を中心に、子ども達の実情に合わせて図書の選定をしているので、その中に有害な図書や閲覧を禁止するような図書が含まれることはない、と回答

星野委員

各学校で購入する図書を選定しているとのことだが、教育委員会はどのような図書を購入しているか承知しているのか、と質問

小野寺教育総務課長

図書の購入においては、国が定めた学校図書の基準冊数が1つの指標であり、購入の際には教育委員会へ購入計画書を提出してもらっている、と回答

星野委員

給食後、アナフィラキシーショックによる事故があったとのことだが、どのようなものか、と質問

田久保学校教育部次長

中学校において、給食後の昼休みにショックを起こし、救急搬送後に点滴治療を受けたという事故があった。食物アレルギーに関しては学校管理職や栄養士、養護教諭、保健主事等を対象とした研修を行っているところであるが、今後、このようなことが起こることのないよう、十分な対応を図っていかねばならないと認識している、と回答

貞廣委員

アレルギーを持っている子にとっては、調味料などに入っている成分でも反応してしまうので、細心の注意が必要である。学校や栄養士の経験によっても対応が違うと思うが、研修等を強化して事故が起きないようにしっかりと対応しなければならない、と発言

星野委員

先日、学校及び児童生徒の事故・トラブルについての報告を受けた中に生徒の家出等があった。親が子どもを理解する力や親の子どもに対する関心の低下が原因と思われるが、結果として非行につながるので、教育委員会としてもしっかり学校に指導してほしい。

また、学校では交通安全に関する指導は行っているが、自転車による交通事故が減っていない。高学年になれば、被害者になるだけでなく、加害者になる場合もあるので、指導を徹底してほしい、と発言

辻学校教育部長

教育委員会としては学校に対しても、適切な対応をするよう指導をしていく、と回答

<議案第21号、第22号及び報告事項(1)、(2)は非公開>

議案第21号 工事請負契約の締結について

(津田沼小学校全面改築工事(プール棟建築工事))

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

津田沼小学校のプール棟建築工事に係る工事請負契約の締結について、市長に申し入れ

を行うものである。

本工事は今年度に実施するプール棟建築工事などについて、建築資材や労務単価の上昇に対応するとともに、工期を鑑み、26年度に学校プールを使用出来るよう、6月補正予算で、継続費の期間を延長するとともに、総事業費の増額を図ったところである。

この工事の請負契約の締結については、予定価格が1億8千万円を超えるため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、議会での議決が必要となることから議案として提案するもので、8月30日、市議会の開会日に先議で同意をいただこうとするものである、と概要を説明

星野委員

プールの1階部分は駐車場になっているが、事故防止のための配慮はなされているか、と質問

小野寺教育総務課長

学校のグラウンド用地を広く確保するために2階建てのプールを建設することとしたもので、児童の安全確保という部分では配慮されたものと考えている、と回答

辻学校教育部長

登下校の際に児童が使用する正門は東側にあり、自動車は北側の通用門を使用するため、動線を分けて安全を確保している、と回答

梓澤委員長

児童の教育活動には影響はないのか、と質問

小野寺教育総務課長

このプール工事については10ヶ月を要することから市議会では先議とし、平成26年6月末までに工事を完了させることで、児童のプール活動には支障はないと考えている。なお、この件については学校長にも説明をし、了解を得ているところである、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第22号 習志野市通学区域審議会への諮問について

(学校教育課)

田久保学校教育部次長

習志野市通学区域審議会への諮問について、具体的には、東習志野小学校の通学区域について諮問するものである。

この学区内では、平成21年度から開発として、全体計画1453戸の大規模マンション5棟の建設が進行中で、現在までに3棟が完了し、入居をほぼ終えており、現在、4棟目の307戸の販売が開始され、111戸が入居し、今後、残る196戸及び5棟目の272戸の建設が進められる状況である。

現状において、東習志野小学校の教室数を考えると、最大30学級までの対応が可能で

あるが、今年4月末の子どもの発生状況からみると、東習志野小学校は、平成30年度に32学級となり、2教室が不足の見込みとなる。

今後、4棟目の残り戸数196戸及び今後建築の5棟目の272戸の入居を勘案すると、さらに不足となる年度が早まることや教室の不足数が多くなるものと考えられる。

こうした中、将来的には大規模分譲マンションを含めた通学区域の見直しが必要であると考えているところであるが、当面の対応として、先行して東習志野小学校区に新たに開発される区画を含む東習志野2丁目20番の区域を実花小学校区に変更することについて、通学区域審議会に意見を伺い、平成25年11月末までに答申をお願いするものである、と概要を説明

原田委員

実花小学校は何学級あるのか、と質問

田久保学校教育部次長

5月1日現在で普通学級15学級、特別支援学級2学級の計17学級、児童数は436名であり、今後も同程度の学級数で推移する見込みである。

また、余裕教室があり、最大23学級までの対応が可能な状況である、と回答

梓澤委員長

審議会に諮問する意義は理解したが、学区を変更する際には保護者や地域住民の意見等を聞くことが重要である。その辺りはどのように対応していくのか、と質問

田久保学校教育部次長

現在、東習志野小学校の校長、教頭及び実花小学校の校長、教頭その他、実花小学校PTA役員、連合町会長へ説明を行ったところである。なお、実花小学校PTA役員からは小学校就学前の子どものことも一体に考えて進めてほしいとの要望があった。今後、東習志野小学校のPTA役員や事業者等へも説明を行いながら進めていきたいと考えている、と回答

貞廣委員

これまで習志野市では通学区域を変更したことはあるのか。また、対象地域に学齢児童は何名いるのか、と質問

田久保学校教育部次長

これまで通学区域の弾力化を実施したことはあるが、通学区域を変更したことはない。現在、対象地域から東習志野小学校に通っているのは2世帯、3名となっているが、卒業まで東習志野小学校に通えるような対応を考えている。なお、将来的には東習志野の大型マンションの通学区域の変更も考えているが、現在、大型マンションから東習志野小学校に通っているのは193名となっている、と回答

貞廣委員

通学区域の弾力化というのは選択肢が残されているので、1つの考えである。完全に変更するのと調整区域のようなものを残して運用するのでは地元の人たちの捉え方が違って

くる。今後、新たな課題が出てくるかもしれないが、小さなことでも放っておくと大きな問題にもなるナイーブな案件なので、住民の方の納得を得られるよう、慎重に対応して欲しい、と発言

貞廣委員

通学区域審議会においては、学区の変更の可否だけでなく、住民の皆さんが納得して、新たな学校の運営がうまくいくために、教育委員会や地域の住民がどうサポートできるかという方策まで検討してほしい、と発言

星野委員

谷津小学校や東習志野小学校では都市開発によって住民が増え、学区の変更を検討することになった。今後もいつ、どこで開発が行われるかわからないので、基準のようなものを作って、学区割を検討していくべきでないか、と質問

田久保学校教育部次長

学校の適正規模や適正配置の基準の必要性は認識しているので、星野委員の指導を十分踏まえながら対応していきたいと考えている、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案どおり可決された。

報告事項(1) 平成25年度教育費予算案(9月補正)について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

前回の教育委員会会議において承認され、市長に申し入れを行なった習志野高等学校特別教室棟、津田沼幼稚園及び大久保東幼稚園の耐震補強設計を実施するための経費のほか、私立幼稚園就園奨励費の補助額の増加に必要となる平成25年度教育費予算案(9月補正)に係る報告である。

財政部との協議を重ねた結果、申入れを行った1千394万3千円に対し、同額の1千394万3千円の補正予算案となった。

この補正予算案は、8月30日から開会予定の平成25年習志野市議会第3回定例会に提案し審議されることとなる、と概要を説明

梓澤委員長

幼稚園は平成26年度、習志野高校は27年度に耐震補強工事が完了するよう、予算確定後もしっかりと対応して欲しい、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成25年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰の功績の追加について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

平成25年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰の功績の追加について概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

梓澤委員長が

平成25年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言